

平成20年3月

逗子市教育委員会定例会

平成20年3月27日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成20年3月27日逗子市教育委員会3月定例会を逗子市役所5階第5会議室に招集した。

出席者

委 員 長	小 島 裕 子
教 育 委 員	五十嵐 樹
教 育 委 員	村 松 邦 彦
教 育 委 員	竹 村 史 朗
教 育 長	村 上 裕
教 育 部 長	新 明 武
教 育 部 担 当 部 長	森 本 博 和
(文化・教育ゾーン担当)	
教 育 部 次 長	武 藤 正 廣
教 育 総 務 課 長 事 務 取 扱	
教 育 部 参 事	富 澤 義 弘
学 校 教 育 課 長 事 務 取 扱	
教 育 部 参 事 (文 化 ・ 教 育 ゾ ン 担 当)	福 田 隆 男
文 化 庁 本 館 長 事 務 取 扱	
学 校 教 育 課 主 幹	柳 原 正 廣
学 校 教 育 課 主 幹	金 沢 聖
(学務担当)	
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	小 泉 雅 司
生 涯 学 習 課 長	山 田 茂 樹
生 涯 学 習 課 主 幹	竹 内 敏 春
(文化財保護担当)	
生 涯 学 習 課 副 主 幹	山 田 隆
生 涯 学 習 係 長 事 務 取 扱	

体 育 課 長	岩 崎 優
兼 体 育 館 長	
教 育 研 究 所 長	高 館 正 明
図 書 館 長	川 上 喜 久 夫
小 坪 公 民 館 長	小 俣 雄 司
沼 間 公 民 館 長	大 久 保 博
市 民 交 流 セ ン タ ー 長	小 倉 豊

事務局

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	永 島 重 昭
教 育 総 務 課 副 主 幹	館 兼 好
庶 務 係 長 事 務 取 扱	

開会時刻 午前10時10分

閉会時刻 午前11時28分

会議録署名委員決定 竹村委員、五十嵐委員

小島委員長

会議に先立ちまして、傍聴の方にお願ひ申し上げます。傍聴に際しては、入り口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには御退場いただく場合がありますので、御了承ください。

小島委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年逗子市教育委員会3月定例会を開催いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は竹村委員、五十嵐委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

初めに、本日の審査順序を決めたいと思います。本日の案件のうち、日程第3報告第6号、これは教育委員会職員の4月人事に関する案件のため、秘密会を予定しております。他の日程を先に行い、最後に秘密会の審議を行いたいと思います。ついてはお諮りいたしますが、本日の審議を日程第2の次に日程第4から日程第7その他を行い、最後に日程第3の順序で行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議ないようですので、そのように決めさせていただきます。

日程第1「2月定例会会議録の承認について」

小島委員長

では、日程第1「2月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。

会議録に御異議はございませんか。

(「異議なし」の声多数)

では、御異議ないようですので、2月定例会会議録は承認いたします。

村松委員、竹村委員、会議録に御署名をお願いします。

日程第2「教育長報告事項」

小島委員長

次に、日程第2「教育長報告事項」についてを議題といたします。

教育長、報告をお願いいたします。

村上教育長

では、座らせて報告させていただきます。今回、特別会議報告はございませんでした。つきまして、本年度を振り返りまして一言触れさせていただきます。

初めに、3月11日、19日、小・中学校の卒業式、25日をもって終了式ということで、市内小・中学校の本年度の授業、行事がすべて終了いたしました。委員の皆さんについては、授業参観を行ったり、研究委員会の講師等御協力をいただくなど、ありがとうございました。また、保護者の方、地域の方、関係機関の方々、数えきれないほどの方々に授業、防犯、それから行事、学校周辺の環境整備という御協力を得て本年度無事終了式を迎えられたのではないかなというふうに感じております。

社会全体で子供たちの育成を図るという言葉は、まさにこのことかなと思います。しかし、まだまだ保護者、市民ともに学校が抱えている課題、学校だけで抱えている問題があります。個々に応じた教育を実践していくには、現在の国とか県の教員の定数という、これは私は少ないと思います。そういう意味でも、本市の学校教育総合プランの重点の柱である基礎学力の向上、教員の指導力の向上等、学校教育の充実を図るためにも、保護者・市民のボランティアの協力を次年度それぞれの学校で、カリキュラムの中に位置づけて、計画的に進めることを、先日の校長会で話をさせていただきました。

次に、本年度7月1日に交流センター、7月16日に温水プールの開設をもって、文化・教育ゾーンの建物そのものは完成しました。現在、交流センターも大変好評で、連日多くの人に利用されていることを喜んでおります。また、フェスティバルパークについても、次年度の完成をもって文化・教育ゾーンのすべてが工事が完了する予定でございますが、教育委員会、非常に所管が多く、総務、学校教育、生涯学習、文化財等々、青少年会館、両公民館、返子アリーナ、図書館、ホール、交流センター、それぞれにおいて施設の目的、機能を、館長初め職員の努力で執行していただきまして、また来年も市民サービスのさらに向上を図り、市民が利用したい、それからできる施設、施設のあり方に邁進していきたいと思っております。

次に、本年度末の人事につきまして、教職員ですが、退職者は管理職2名、ほか教諭8名、事務職・栄養職員各1名の12名です。昨年あたりから団塊の世代の退職者が大変多くなってきており、それに伴い新採用及び若い教員の育成が急務となっております。

最後に、学校管理職につきましては、高島校長、池子小学校校長が定年退職、門脇貴子久

木中学校長が勸奨退職になります。残念ながら前小坪小学校・片上新校長も本年をもつての定年退職でした。今後の本市でさまざまな指導の立場で活躍していただこうと思っていましたただけに、お亡くなりになったことについて、大変残念に思っておりましたが、改めてお悔やみ申し上げます。

以上、私からの報告で、あと部長から議会報告をさせていただきます。

小島委員長

では、部長、お願いいたします。

新明教育部長

それでは、引き続きまして平成20年逗子市議会第1回定例会の概要について御報告させていただきます。

市議会第1回定例会は、平成20年2月27日から3月25日までの28日間を会期として開会されまして、今定例会の議案等審査案件、報告1件、議案22件、陳情については閉会中継続審査案件を含め24件でありました。そのうち教育委員会にかかわる案件についてのみ御報告させていただきます。

まず、2月27日の本会議におきまして会期の決定がなされた後、全員協議会が開催されまして、市長報告後、再び本会議が開催され、平成20年度施政方針及び一般会計予算、5特別会計予算の提案説明がなされた後、改めて全員協議会が開催され、翌日の2月28日まで議案等についての説明がなされました。その後、3月5日に本会議が開催され、議案第12号として（仮称）逗子小学校ふれあいスクール棟建設工事費の市債確定に伴う財源更正を行う平成19年度一般会計補正予算（第4号）が提案され、教育民生常任委員会に付託された後、教育委員長出席のもと、平成20年度施政方針及び一般会計予算、5特別会計予算に対する代表質問及び質問に入りました。代表質問及び質問は11名の議員からなされまして、このうち教育委員会にかかわる代表質問及び質問については、8名の議員からなされました。

まず初めに、小林議員からは教育委員長に対しまして、「学校教育総合プランの策定に向けた平成20年度予算案の所見について」、「教育委員の教育委員会以外での議論について」、「学校視察等教育委員活動への反映について」、「地教行法改正に伴う所見について」、また事務局に対し、「古文書の閲覧の配慮について」、「古文書写真版コピーの自由な閲覧について」の質問がなされました。その他の議員からは、市長、教育長、事務局に対して質問がなされ、高野毅議員からは「中学校の完全給食実施に向けた検討状況について」、「今後のスケジュールについて」、岩室議員からは「学校へのエアコン設置の見直しについ

て」、「逗子小学校のクラス増に伴う施設対応について」、「2学期制試行1年延長の理由と本格実施に至る理由について」、「今後の公民館のあり方について」、翌日の3月6日には菊池議員から「特色ある学校づくり事業の事業意図について」、高野典子議員からは「研究指導教員の派遣の必要性について」、「教育研究所の機能充実について」、「小・中一貫教育について」、塔本議員からは「総合型地域スポーツクラブへの支援について」、「総合計画基本計画におけるスポーツ振興計画、振興条例策定の位置づけについて」、「第一運動公園の弓道場整備とミニバス運行について」、関口議員からは「学校関係者評価事業の効果・目的、評価員の構成、評価項目について」、眞下議員からは「教育指導教員の指導について」の質問がありました。答弁につきましては、事前に送付いたしております答弁書に沿って答弁をさせていただいたところでございます。これら代表質問及び質問が終了した後、平成20年度一般会計予算ほか5特別会計予算についての審議を行う予算特別委員会が設置、付託されました。

翌日の3月7日に教育民生常任委員会が開催され、先ほど報告いたしました議案第12号平成19年度一般会計補正予算(第4号)についての議案審議がなされ、全会一致をもって可決されたほか、継続審査となっておりました平成18年陳情第25号国・県に私学助成制度の充実を求める意見書の採択と逗子市の私学助成制度拡充を求める陳情、平成19年陳情第22号逗子市私学助成制度拡充を求める陳情及び陳情第23号国・県に私学助成制度の充実を求める意見書の採択を求める陳情は、さらなる慎重審査を求めるため、継続審査とする動議が出され、賛成多数により継続審査とされております。

翌週の3月10日から12日まで予算特別委員会分科会が開催され、質疑が行われました。さらに3月17日に予算特別委員会総括質疑が行われ、この総括質疑の後、表決に入り、議案第17号平成20年度一般会計予算については賛成多数により可決されたほか、5特別会計予算についても賛成多数及び全会一致をもって可決され、予算特別委員会は閉会となりました。

その後、3月25日に本会議が開催され、議案第17号平成20年度一般会計予算ほか5特別会計予算とも予算特別委員会と同様、賛成多数及び全会一致をもって可決されたほか、陳情の審査結果の報告等がなされ、閉会となっております。

以上が第1回市議会の概要であります。御報告を終わらせていただきます。

小島委員長

ありがとうございます。本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

特にございませんか。では、御質疑、御意見ないようですので、教育長報告事項について終わります。

日程第4「議案第2号逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について」

小島委員長

続きまして、日程第4にまいります。日程第4「議案第2号逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局より御説明をお願いいたします。

武藤教育部次長

それでは、議案第2号逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正及び近隣各市の状況を勘案し、改正するものでございます。

改正点について御説明いたしますので、議案第2号資料、横長の新旧対照条文をごらんいただきたいと思います。委任事務の範囲を定める規定第2条は、委員会は次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任すると定め、委員会に付議する項目を列挙しています。第2条第1号は、法律の改正に伴いまして「学校教育及び社会教育の一般方針」と規定してあるものを、法改正で示された文言に合わせ「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針」に改めるものです。同条第11号及び13号は、近隣各市の状況を勘案いたしまして改正するもので、第11号は500万円以上を2,000万円以上に、第13号は500万円以上を1,000万円以上に改めるものです。同条第16号は、今回の法律改正で第27条に教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の規定が追加されたことに伴いまして、付議する項目として教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関するものを加えるものでございます。

なお、この規則は平成20年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

小島委員長

ありがとうございます。本件について御質疑、御意見ございますか。

ございませんか。では、特にないようですので、本件について可決するというところでよろ

しいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議ないようですので、可決することに決定をいたしました。

日程第5「議案第3号議案（逗子市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について）」

小島委員長

日程第5「議案第3号議案（逗子市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について）」を議題といたします。

事務局より御説明をお願いいたします。

富澤教育部参事

それでは、議案第3号逗子市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、逗子市立学校の教育課程の編成に柔軟性を持たせるため、及び学校教育法等の一部を改正する法律が施行されたため、並びに学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、文部科学省令の整備等に関する省令が公布されたため、改正の要あるため提案するものです。

改正条文の課題について御説明を申し上げますので、議案第3号の資料を御参照ください。第2条第2号の改正は、教育課程に柔軟性を持たせることを目的として、これまで3年間試行してきた2学期制を正式に制度化するものです。前期を4月1日から10月の第2月曜日まで、後期をその翌日から3月31日までとしております。第9条の改正は、学校教育法の一部を改正する法律が施行され、本規則で引用している条文の番号が変更されたため改正するものです。第17条の3の改正は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令が施行され、本規則で引用している条文の番号が変更されたため改正するものです。第23条の2の規定は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の施行により、学校評価に係る規定が新たに追加されたため、本規則にも規定するものです。第15号様式の改正は、学年を2学期制としたことから、当該様式中で不要となった文言を削除するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

小島委員長

ありがとうございます。本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

五十嵐委員

第2条の学年及び学期のところ、4月1日から10月の第2月曜日までということで、見たところすごく半端に見えるんですが、その辺のことはどういう決まりになっているのか、教えていただけますか。

それから、もう1点、学校評価については、時期とか回数とか、そういう規定はありますか。

富澤教育部参事

10月の部分の前期・後期の変更の起点ですが、公的な3連休の部分の規定のところに沿いまして前期・後期を分けます。体育の日が第2月曜日ということになっておりますので、そこで切り分けるということにしてあります。

それから、学校評価の部分は、平成20年度、学校の自己評価を必ずするようにと。学校関係者評価は努力義務ということで、文部科学省のほうから示されております。以上です。

五十嵐委員

そうすると、前期の終了式というのは、第1金曜日ということになりますか。

富澤教育部参事

はい、そのようになります。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。特によろしいですか。

では、ほかにないようですので、本件について可決するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、御異議ないようですので、可決することに決定をいたしました。

日程第6「陳情第1号返子市立中学校への完全給食早期実施を求める陳情」

小島委員長

日程第6「陳情第1号返子市立中学校への完全給食早期実施を求める陳情」についてを議題といたします。

事務局より御説明をお願いいたします。

武藤教育部次長

陳情第1号返子市立中学校への完全給食早期実施を求める陳情について御説明申し上げます。

す。お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

本陳情は、市立中学校給食実現を目指す会から、代表ほか5,165名の署名を添えて2月18日に提出されました。陳情事項として、1、逗子市立中学校への完全給食を2008年4月を目指して早期実施すること。2として、給食調理場は防災の観点から地域の台所として活用するためにも、自校方式にすること。3として、現在の著しく短過ぎる昼食時間割を、他府県に習い、お昼休みと合わせて最低60分程度を確保することを前提とした時間割の変更を直ちに実施することの3点を求めています。

なお、後ほどその他の議題の報告で関連する部分がございますので、先に説明をさせていただきます。お手元の総合計画基本計画案パブリックコメント意見概要一覧、ホチキス止めで横長の2枚の表があると思うんですが、こういうものです。これは、1枚目がパブリックコメントで出された市民意見で、2枚目が説明会で出された市民意見でございます。パブリックコメント意見概要一覧では、7番と8番、それから説明書意見概要の一覧では7番に、中学校完全給食の実現を総合計画基本計画に追加すべきとの趣旨の意見が出されています。この部分につきましては、政策会議におきまして、2014年度（平成26年度）の目標に市立の中学校で完全給食が実施されているという項目が追加をされます。それから、主な取り組みとして、を中学校完全給食について、ちょっと間を省略しますが、実現を目指すということに修正することになっています。また総合計画の関係はその他のところでもう一度説明をさせていただきます。一応関連で報告を含めて説明をさせていただきました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

小島委員長

ありがとうございます。本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

村松委員

パブリックコメントと陳情の関係、どうなっているんですか。これをパブリックコメントを理解して、なおかつ陳情してきたのか、パブリックコメントが先か陳情が先か、どちらですか。

武藤教育部次長

陳情のほうは2月の18日に提出をされています。パブリックコメントのほうは2月の1日から3月3日までの期間で実施されておりますので、その辺がどちらが先かというのは私のほうではわかりかねるところです。

新明教育部長

憶測なんですけど、5,165名の署名簿があるわけですね。そういうことからすると、かなり前から署名活動を行っていたと、そういうことからすると、パブリックコメントよりも先に、こちらのほうの陳情を集めていたのではないかと、そういうふうに思います。

村松委員

そうなりますと、この陳情そのものの事項がありますね。これが結局パブリックコメントの関係でいくとですね、この陳情を受けたらパブリックコメント、死にますよね。このままの陳情を受けるといふことにはなりませんか。両方向並行に多分ね、やっていたと思うんですけど。

新明教育部長

多分ですね、陳情そのものの代表者の方が今年の9月の陳情を受けて、議会の決議も早期完全給食の実施ということで出されているんですね。そういうようなことで、それを受けた中でやはり教育委員会において早く動いてほしいという思いで、多分この署名活動に入ったと思います。この陳情書を見ると、あくまでも2008年の4月ですから、かなり無理があるということで、総合計画の基本計画はあくまでも2014年までの目標ということですから、そこでの陳情書の事項とですね、かなり食い違いがあるということになります。

五十嵐委員

2番目の自校方式ということなんですけれども、防災の観点からということで理由が書いてあると思うんですが、自校方式ということのほかにも委託とか、そういうことで十分給食が提供できる方法というのは考えられると思うんですけども、全国的に保育園なんかでも委託方式で自主的な給食を提供している所もたくさんありますし、むしろ本人がチョイスできるような、きめ細かな方法とか、そうでない場合のほうが対応する部分も多いのではないかなというふうに思うんですね。ですから、自校方式でなくても必ずしも私はいいいとは思いますが、この3つ、ひっくるめたものを、全部すぐに実現ということの陳情であれば、多分私は無理ではないのかなというふうに思うんですけども。そんな感想として持ちました。ただ、趣旨として中学校の完全給食を実施ということなのであれば十分理解できると思いますし、陳情としてお受けしても構わないのではないかなと思いますけれども。

村松委員

陳情を受ける場合ですね、常識ということがあって、2月18日に陳情してですね、2008年4月を目指して早期実施することというのはですね、陳情する側ももうちょっとまじめに陳情してもらいたいと思うんですね。やっぱりこういう無茶な陳情を受けるといふこと

自体、問題があると。しかも自校方式でやれということは、当然一定の期間が必要なわけですね。いずれにしても例えばこれ2009年の4月を目指してということであれば理解できますが、2008年4月を目指して自校方式でなおかつやれと、こういう陳情というのはまじめにね、陳情していると思えないですね。だから、この辺についてはやっぱり陳情者のほうも一言、受けるときに言ってほしいですね。やっぱり一定の相手の立場といったものは当然あるわけですから、そういったものをきちっと斟酌した上で陳情してくるというのは、これは社会常識だと思いますから、そういうことについてやっぱり一言言っておきたいというふうに思います。

それと、今、五十嵐さん言われたように、完全給食の実施をするということについては議会としてもやりましょうという話をしております。そういった意味では教育委員会としても既に検討は始めてはいるわけですが、何せ財政上の問題というのが一番大きいわけですから、我々がやりましょうといっても財政的な裏づけがなければできないということが一つあります。したがって、完全給食を実施するということに対しての趣旨、考え方はいいと思いますが、この1、2、3については、いずれにしても具体的な事項については陳情を受けることはできません。これはもうはっきりしておいたほうがいいと思うんですね。ですから、そういった意味では実施を求め、それについては受ける。ただし、この1、2、3の具体的陳情事項については、すぐ受けることはできませんということをはっきりさせた上で、この陳情を受けるというふうにしたいというふうに思います。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

竹村委員

実施に当たっての趣旨について、理解をして前向きに進めていくということであるならば、もう少し、特に中学校現場の中学生本人、保護者や家族、中学校の現場の先生たちの意見を十分に聞く必要があるんじゃないかなというふうに考えます。実施の仕方についても、さまざまなやり方があると思うんですけれども、私が聞いた限りでは、必ずしも全面的に自校方式で賛成という意見ばかりではないように感じています。まず1つ目は、今、村松委員がおっしゃったように予算的な問題で、設備や備品や教員の配置等々で現状の教育環境が保証されるのか、または今はできていないけれども、ずっと求めていることが、この先保証されるのか、また実現に向けて動いてくれるのかというのが保護者の中にはかなり不安に感じている方も多いというふうに思います。これは施設設備ができた、給食の設備ができたからとい

って、その先の人件費の問題だとか、コストはずっとかかり続けるわけですから、その辺も含めて慎重に考える必要があるのではないかなと思います。

もう一つ、先生たちの中に御意見は恐らくあるのではないかなと思うんですが、給食を取り入れた場合の時間的な時間増が見込まれると思います。中学校に関しては、クラブ活動は大変有意義な時間でありまして、スポーツにしても文化・芸術にしても、そこに触れることで心身ともにたくましく育ってもらうこと、大変重要な時間だと思います。逗子市の場合、クラブの加入率は90%を超えているんじゃないかなと思うんですけども、その中で人間関係、コミュニケーションを図るためにも有意義な場として考えていますので、給食を実施したときに、その時間的にそれが圧迫されないかどうか。他の自治体のケースをよく検討して、最善の方法をとっていただきたいというふうに思います。食を通じて、お弁当を通じて保護者と家族と子供たちが触れ合っている、つながっているというふうに考えている保護者もいますし、アレルギー対策の問題もありますので、必ずしも全員が給食をとらなくてはいけないのか。こういった部分についてもやっぱり丁寧に見ていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。趣旨について、学校給食法や議会のお考え等で、前に進めるということであるならば、やはり相当細かく見ていく必要があるんじゃないかなというふうに考えます。以上です。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

村上教育長

私は就任当時から、中学校の完全給食を推進派ということで、議会答弁もそうっております。私としては現場経験を踏まえまして、やはり今、子供たちの実態がどうなっているかということでは、まずは食生活が大変貧弱だと思います。非常に朝からしっかり朝食を食べてきてない。一方、こういう社会の中で格差が広がって、お弁当を持ってこれないため、簡単にコンビニで買ってくる。それも1日じゃない。それとともに、やっぱりお母さんが途中でお弁当を届けて、そういう配送みたいなのを何度もやってきていますから。やはり非常に栄養のバランスもそうだし、もう一つ、こういう共稼ぎの時代になってきますと、それがだれに負担がかかっているのかなという、どちらかという母親に。この時代、やはり女性の働く社会進出の時代の中で、やはり子育てとか男女参画社会を推進するため、さまざまな中で、やはりバランスのとれた、そしてそういう提供された給食の提供というものが必要です。学校給食法の4条、5条で、設置者の責務であるということ打ち出されているように、

それは私どもの行政としてのなすべき課題、図っていかねばならない。

それともう1点は、食教育ということの推進の中で、食教育教諭というものの配置が進められております。既にそういうことがなくても、栄養士が保健体育の時間、それから生活科の時間、一緒に先生と惣菜をつくって、あなた方が一日食べるものが体のこういうことの育成につながるんですよなどと、そういう授業を展開して、まさに自分で生涯、自分の体の能力を開発していくために、食事で何を摂取していけばいいのかなど。現在の実生活をやはりしっかり見つめ、生活習慣を含めて、トータルとして食教育を図る考え方をしていかなくちゃいけません。ただ教育的な面から見て、じゃあやりましょうかというふうな話にはなっていないと思います。やっぱり、先ほど村松委員などもお話ししていたように、やっぱり市長部局と、財政面を含め話し合いを続けながらまいっております。市としての大きな基本計画の位置づけでもあります。

今回、私もこの趣旨の要旨の3つについては、実現不可能な2008年の問題と、自校方式、確かに他市を視察しながら検討を加えているところなんです。でも、自校方式ということは、ここで決定ができるかということについては、まだまだ選択の余地と研究の余地があるということで、進めていきたいと思っております。

3点目の60分昼食時間の確保ということについては、これは学校長の権限です。一日の過ごし方全体からいったときに、現状に市内の学校の時間割の配分の問題はあると感じておりますので、その件については改善をすべく、校長に具体的な改善案をもって私ども指導にすでにあっております。つきまして、趣旨的なものについては、きちんと課題を推進しながらも、具体的な項目事項そのものを全部受け取るには無理があるかなというふうに考えます。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

五十嵐委員

60分の昼食時間を確保するとして、自校方式にしたとすると、具体的に自校方式だと必ず教室配膳になりますから、それを運んで、エレベーターも必要になりますし、学級でも配膳に時間がかかる。15分ですめばいいでしょうけれども、20分、30分かかってしまえば、結局食べる時間が少なくなってしまう現実があるのかなというふうに、そこも思いました。

小島委員長

ありがとうございます。では、いろいろな御意見をいただきましたので、まとめたいと思いますが、3つの陳情事項をいただいております、1について厳しい意見が出されたことでもあります、2008年4月という期限を切っては不可能であるということは明らかでございますので、時間的にこのとおりに受けることはできない。加えて、時間的な問題だけではなくて、予算的なこともあるので、さまざまな検討を経なければならないということも明らかです。2につきましては、これも唯一の方法として自校方式に限定することはできない。いろいろな御意見を、学校も保護者等も含めて検討しなければいけないということも出されました。3につきましては60分という数字が妥当かどうか、よくわかりませんが、生徒たちのためによりよい方向で検討していただくということを学校にお願いするということではできると思います。ということで、今こちらに、私の手元に5,165名の署名、確かにいただいております、この重みということも皆さん感じていらっしゃると思いますので、ついてはこの陳情事項1、2、3として受けるということではなく、逗子市立中学校への完全給食を早い時期に実施するという、実施してほしいというそのお気持ち、趣旨を受けさせていただくということにいたしまして、すなわち趣旨了承としてこの陳情を受けるということでお諮りしたいのですけれども、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

よろしいでしょうか。では、御異議ないようですので、本件について趣旨了承させていただくということに決定をいたしました。

日程第7「その他」

小島委員長

では、日程第7「その他」を議題といたしますが、議事として何かございますでしょうか。

武藤教育部次長

それでは、私のほうから逗子市総合計画基本計画案について報告をさせていただきます。先ほどの横長の2枚の表をごらんいただきたいと思います。

お手元の表は、総合計画基本計画案パブリックコメント意見概要一覧及び総合計画基本計画案説明会意見概要一覧でございます。教育部所管に係る市民意見をまとめたものになっています。これら市民意見に関する調整につきましては、3月12日付で企画部より教育部に検討の依頼がございまして、3月19日に教育部の市民意見に対する修正案を回答しています。お手元の概要一覧では、教育部の意見も踏まえ、右端の採否の理由欄のとおり、政策会

議において修正等を行うこととなりましたので御報告をいたします。なお、これら修正後の返子市総合計画基本計画案は、3月28日開催予定の総合計画審議会を第1回目として、今後総計審で審議をされていくという予定になっております。以上で報告を終わります。

小島委員長

ありがとうございます。何か御質疑、御意見ございますでしょうか。

では、ないようですので、この点、承りますということで、ほかに議事としてございますでしょうか。

武藤教育部次長

それでは、その他の2つ目として、池子住宅地内病院施設候補地の利用について報告をさせていただきます。お手元の池子住宅地内病院施設候補地利用報告書をごらんいただければと思います。

このことにつきましては、2月18日の教育委員会定例会で御報告を1回させていただきました。そのときには総合的病院の誘致を前提に病院施設候補地として提示された用地の利用案を検討する勉強会が行われていること、利用案として緑地及び野外活動センターと一体となった公園の利用が検討されていること、今後報告書が出されれば教育委員会にも意見が求められること、特に社会教育施設等の利用となれば、社会教育委員会にも諮り、意見をいただかなければならないことなどを報告させていただきました。その後の経過ですが、2月25日に池子米軍家族住宅建設事業に係る渉外調整委員会が開催され、勉強会の報告書が、今お手元のものですが、検討されました。また、3月10日には渉外調整委員会から市長へ報告書が提出をされました。また3月18日に開催されました市議会定例会の基地対策特別委員会で同報告書が委員さんに配付され、審議が行われています。

教育部では、3月5日に社会教育委員会が開催され、2月定例会で報告をいたしました内容、それから渉外調整委員会に提出された報告書案の概要を社会教育委員会に報告をいたしました。特にお手元の報告書の7ページ、下から3行目のところに、隣接する久木公民館用地についても一体的な利用等病院用地の土地利用との関係性について、市民ニーズに即した土地利用の観点からの検討が必要であると思われるというような報告がなされたことから、公民館用地の利用等につきまして社会教育委員会に検討をお願いし、次回社会教育委員会でまた審議をしていただき、結論を出していただくというような予定になっています。ついては、社会教育委員会の結論が出た段階でまた教育委員会にお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で報告を終わります。

小島委員長

ありがとうございます。本件について何か御意見ございますでしょうか。

さらにまた御検討の結果の報告をいただいたところで、ご意見をいただくことができると
思います。

では、ほかに議事としてありますでしょうか。

山田生涯学習課長

それでは、ずし生涯学習推進プラン改正案について御報告申し上げます。お手元に配付さ
せていただきました資料、ずし生涯学習推進プラン改正の概要、それとちょっと厚手の資料
なのですが、ずし生涯学習推進プラン改正案をごらんいただければと思います。

ずし生涯学習推進プランにつきましては、平成9年3月に策定されたものですが、計画期
間を10年間としていたことから、平成18年度までとなっていたものです。このため、本
市生涯学習推進本部において推進プランの改定に当たっては、市民を主体とした逗子市生涯
学習推進協議会を設置し、現推進プランの基本構想をそのまま引き継ぎ、社会情勢等の変化
に伴う時点修正等を基本に、実施計画となる基本計画部分の見直しを基本に検討していくこ
ととしました。推進協議会は平成18年6月30日に第1回を開催し、本年3月4日まで、
計9回の会議を行い、推進プランの改定について検討を進めてきたものです。なお、推進協
議会が策定いたしました推進プラン改定案につきましては、市長を本部長とする逗子市生涯
学習推進本部及び教育部次長を会長とする連絡調整会において審議されていることを御報告
いたします。

また、平成18年12月に逗子市長選挙があり、市長の交代があったことから、平成19
年3月に逗子市総合計画についての見直しが行われ、従来の基本計画期間5年、実施計画期
間3年が見直され、基本計画及び実施計画からは基本計画期間8年、実施計画期間4年と、
計画期間の変更が行われたため、推進プランが総合計画の個別計画として位置づけられてい
ることから、総合計画との整合性を図るべく計画期間を10年から8年、前期基本計画の期
間を5年から4年と変更したものです。

さらに、総合計画の基本計画については、当初平成19年10月ごろに策定が予定されて
いたところ、平成19年12月に議会の議決を経て策定されました30年後の理念、ビジョ
ンを示した逗子市まちづくり基本計画との整合性を図る必要があることから、策定スケジ
ュールがおくれており、総合計画のパブリックコメントの実施などにより、平成20年7月ご
ろの策定となる見込みであり、本推進プランにおいても総合計画の策定期間に合わせ、スケ

ジュールを変更し、パブリックコメント等の手続を経て平成20年7月ごろの策定を目指しているものです。推進プラン計画期間等の変更点は、ごらんいただければと思います。

次に、改定案のほうの中身について、各章ごとの主な改正点について御説明いたします。お手元の推進プラン改正案3ページをお開きください。第1章「はじめに」についての第2節「生涯学習が求められる背景」の「1社会の成熟化に伴う学習需要の増大について」は、改正前のプランでは、「物の豊かさから心の豊かさへ」と表現していたものですが、時代の流れに合わせ、記載内容の見直しを行い、あわせて表題を変更したものです。また、同じ第2節「3生涯学習が評価される社会へ」については、改定前のプランでは「学歴社会から生涯学習社会へ」と表現していたものですが、これも同様に、時代の流れに合わせ記載内容の見直しを行い、あわせて表題を変更したものです。

5ページをお開きください。第5節「市民との協働による生涯学習の振興」につきまして、改定前のプランでは「行政と市民の役割分担」と表現していたものですが、行政の役割を明確にした上で「市民と行政が協働して生涯学習を推進していく」として、記載内容の見直しを行い、あわせて表題を変更したものです。

少し飛びまして、9ページをお開きください。第2章「基本構想」の「第3節生涯学習活動を支える基本的認識」につきましては、改定前の推進プランでは、「第3章基本計画」の「第2節多様な学習機会の充実」の「1生涯学習活動を支える基本的認識」の部分について触れたものですが、基本構想として位置づけるほうが適しているとの判断から、表題を「第3節生涯学習活動を支える基本的認識」とし、各基本的認識の見直しを行ったものです。

ずっと飛びますが、24ページをご覧ください。「第3章基本計画」の部分ですが、「第2節多様な学習機会の充実」の「1ライフステージに応じた学習機会の充実と条件整備」について、改定前の推進プランでは乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期の4期ごとのライフステージとしていたものですが、高齢社会のきめ細かな対応及び団塊の世代に対応するための学習課題が必要になっていることから、成人期の後半と高齢期の前半を対象とした熟齢期というものを加え、ライフステージを5期に変更し、おの次のとおり見直しを行ったものです。

まず、24ページの「1乳幼児期」につきましては、25ページに記載していますように、アの子育ちへの支援、イの家庭教育への支援、そしてウの子育て活動への支援の3つの区分に分けて計画を位置づけました。

次に、26ページの「2青少年期」につきましては、学校・家庭・地域の連携による家庭

や地域の教育力の充実、青少年の健全育成及びキャリア教育やボランティア活動への支援を重点に計画を策定しております。

次に、29ページの(3)成人期につきましては、就労に関する学習情報として、自己能力の向上と自己実現を図り、社会人、職業人として自立していくことができるよう、キャリアアップに関する学習情報の提供に関する記述を加え、アの多様な学習機会の充実と支援、それから30ページ、イの地域のための学習機会の充実及びウの就労に関する学習情報の提供の3つの区分に分けて計画を策定したものです。

次に31ページをご覧ください。(4)熟齢期につきましては、特に団塊世代への対応として、地域に親しむきっかけづくりを重点に、アの多様な学習機会の充実と支援、32ページ、イの地域のための学習機会の充実の2つに分けて計画を策定したものです。

次に(5)高齢期につきましては、地域活動への参加や老人クラブなどへの支援体制、健康・介護予防に関する学習機会の充実の計画を重点に、33ページ、アの豊かで健やかに生きるための学習機会の充実、イの地域における活動や交流の場づくりと参加の促進及び34ページ、ウの高齢期の生活に備えるための学習機会の充実の3つの分類に分けて計画を策定したものです。

次に、同じ34ページ、「2市民の学習要求に応じた学習機会の充実と条件整備」につきましては、改定前の推進プランでは「現代的課題などに応じた学習機会の充実と条件整備」として位置づけ、高齢社会に関する学習機会、国際理解に関する学習機会、ボランティアに関する学習機会の3つの課題について記述しておりましたが、改定案では「2市民の学習要求に応じた学習機会の充実と条件整備」として、40ページの(4)の「地域でともに生きるために」の基本として、アの「少子高齢化に関する学習機会の充実」、イの「多文化共生に関する学習機会の充実」、41ページ、ウの「地域(社会)貢献活動に関する学習機会の充実」として位置づけ、表題を変えて説明したものです。また、これからの重点事業であるエの「地域まちづくりに関する学習機会の充実」及び42ページ、オの「社会的支援を必要とする人々に関する学習機会の充実」を新たに設定したものです。

次に42ページの3「社会的課題などに応じた学習機会の充実と条件整備」につきましては、45ページの5として団塊の世代、青少年等への職業観に関する学習を推進し、職業生活において求められる知識・技術・技能や就労形態の多様化への対応や、フリーターやニートへの取り組みとして職業能力の向上に関する学習機会の充実を新たに設置したものです。

また、46ページの(6)として、まちづくりへの参加がしやすいように、地方自治に

関する学習機会の充実を新たに設置したものです。

改正案の説明につきましては以上ですが、今後のスケジュールといたしまして、4月15日から1カ月間、改正案についてのパブリックコメントを実施いたします。その後、パブリックコメントによる意見の集約等に基づき、見直しの検討を行い、6月中には再度、逗子市生涯学習推進協議会を開催し、この協議会の結果を踏まえ、さらに生涯学習推進本部を開催し、7月中には新しい生涯学習推進プランを公表していきたいと考えております。以上で報告を終わります。

小島委員長

ありがとうございました。ただいまの御報告で何か御質疑などございますでしょうか。

五十嵐委員

学習ということと教育と、両方の立場といいますか、相反する部分も当然あるのかもしれないんですが、生涯学習の推進プランということですけども、社会教育との兼ね合いとか、学校教育との兼ね合いというのは、どういう形ですみ分けがされているのか、それとも経過を見ると少々中抜きというふうな形の、横の部分にわたってのプランなのかなとも思うんですが、機構改革のときに生涯学習と社会教育が分離されたような形が気になって、いいのかなというふうに感想を持ったんですけども、これについては社会教育、学校教育にもう踏み込んだ形でのプランになっているよう見受けられるんですけども、その辺一緒に仕事をしていくのか、それともまた別立てで行っていくのか、ちょっとお聞かせいただきたいなと思っております。

新明教育部長

今後ということなんですけれども、機構改革から見ると。これについては市長の方針では、20年度中に提案をしていきたいという議会等でも答弁されています。そういう流れを汲みますと、今後また各所管との調整がいろいろ出されてくると。特に、先ほど委員さん御指摘のあった点、これも前回の議会でもいろいろ議論になったところです。こういう議論の中で、やはり指摘事項等もあったわけですから、その切り分け等含めて、今後どうしていくのかと。これも庁内の調整をしていくということとなっております。

五十嵐委員

人材を活用するという意味では、ボランティアをしたいと思っていらっしゃる方なんかもたくさんいらして、ただ、そのボランティアセンターかコーディネートか、どこへ行ったらいいのかわからないとか、それから、こちらからは教育として提供していることを学習とい

うふうに受け止められたり、また別の機会であったり、それからまた別立てで社会福祉協議会のほうで福祉に関するものがあったり、非常にばらばらなイメージが今までありましたので、またもとに戻ってしまうのかなという危惧がありましたので、今お聞きしましたので、その辺、整理をよろしくお願ひしたいと思います。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

竹村委員

大体24ページぐらいからの部分で、乳幼児期の部分、青少年期の部分のそれぞれの支援体制はわかるんですけども、乳幼児期と青少年期の連携と申しますか、そういった部分で行政が進めていくというお考えの何か方向というのがないでしょうか。と申しますのは、高齢期にわたって充実した生涯学習をしていく上で、やっぱり何と申しても誕生から小学校入学まで大変重要な時期にあると思います。青少年期にさまざまな問題が起きたとして、ここにも書いてありますけれども、26ページぐらいに書いてあるんですけども。校内暴力とか学級崩壊とか、解決すべき問題を抱えていますというふうに書いている、その辺だと思いますけれども、そのことがやはり実は乳幼児期にかなり起因している部分が多かったりするのではないかな。そういうそれぞれの時期の連携をトータルで考える考え方みたいなものがあつたら教えていただきたいです。

山田生涯学習課長

生涯学習という言葉は、とても広い意味というふうに御理解いただきたいんですけども、まず全庁的に生涯学習というのが広がっているという御理解をいただきたいんですね。生涯学習課で持っている生涯学習に関連する事業もありますし、教育委員会全体のものもあります。それ以外に市長部局で持っている各種事業、これは実は生涯学習目的という中での事業ではないんですけども、やはりそのやっていく、その中で、生涯学習的な要素も十分含んでいるというものがありますので、具体的には19ページをちょっとごらんいただきたいんですけども、施策の体系図というものがあります。基本計画でうたってきたものを施策の体系図としてそこに書いています。施策の方針、基本課題、施策の方向という枝分かれ方式になっていますけれども、市全体で持っている各種事業を、施策の方向にすべて当てはめていくという作業が今後ございます。その中で、例えば一番上の啓発活動の推進に関する事業というものを、どの所管が持っているかというのは、見えてくるのではないかと思うんですね。これ、今、集約作業を進めていますので、集約していく中で今度は推進協議会の中で

進行管理をしていく。評価・見直しをしていくというような段取りになっていきます。ですので、ある程度施策の方向で事業を振り分けた中で、そういったものが整理できていくのだろうと。そこで関連する、例えば福祉部門で言う高齢者施策であっても、例えば市民交流という世代間交流に関する各種事業があります。そこら辺をリンクした中で、やはりその事業を進めていく必要があるだろうと。これはやはり重要度の見直しも必要だとは思いますが、そういう意味では関連所管との連携を図りながら、生涯学習の施策の体系化を進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

小島委員長

よろしいですか。

五十嵐委員

学習という言葉の中で、乳幼児期の扱いというのは今までも難しく、みずから学ぶという部分で、教育ではないという立場だったので、今回、支援とか子育てという形で、うまくまとめていただけたなというふうに思います。これまでのまとめ方よりすごくよかったなと思います。

村松委員

今、五十嵐さん言われたように、教育の根本というのは0歳、生まれたときから始まって、特に乳幼児期、幼児期、それからある意味では前期後期というのがありますよね。小学校3年ぐらい。それから少年と。少年というのはと中学大体3年間。この生涯学習、今後教育部と切り離してやっていくということであれば、0歳からやっぱり小学校終わって中学3年間、義務教育終えるまで、ここはやっぱりしっかりと、本来は教育という視点に立ってやったほうがいいのではないかとこのように思うんですね。それが終わった後は、ある意味では生涯学習ということを位置づけてやっていくというふうに、ある意味では切り離していかないと、今後生涯学習を別個にしたときにですね、小学校1年から中学3年の義務教育期間だけは教育部ということになると、それでは非常にしづらくなってくると。竹村さん言うように教育というのは本当に幼児期、乳幼児期でほぼ、かなり決まってくるんですね。特に三つ子の魂百までとあって、0歳から3歳というのが、ものすごくやはり大事な。このあたりについては実は支援でなくて応援という表現のほうが本当はふさわしいと思うんですね。やっぱり支援と応援というのは、支援というのはやっぱり行政が支援をしていくというんじゃなくて、応援というのはみずからがしっかり子育てすることに対して行政がそれをある意味ではバックアップして応援していくという考え方というのは、最近一般的になってきている

んじゃないかというふうに思うんですが。そのあたりもそういったことも含めてですね、今後生涯学習のあり方をもし部を分けたり何かする場合には、ちょっと行政の中でも議論いただいてやっていただくということが必要ではないかなという気がしております。

村上教育長

私も村松委員さんと同感です。総合計画基本計画がつくられ、生涯学習プラン、文化振興条例とか、いろいろ市としての姿勢を示すものが一貫した、そして本市の子供たち一人ひとりの育成と、それから成人になるまでの支えになる計画の作成が目的である。いろいろな整合性を持って関係してくる。例えば障害を持っているお子さん方は、赤ちゃんから小学校就学前まで市に記録がのこり、また高等学校を卒業してから市に戻ってきてということになってですね、健常者であれ障がい者であれ、やはり一貫した幼小時期からの支えというか、これから大人になる一貫したケア、それこそ今回みたいに熟年から高齢者、それまでの間、個々の学習とか将来的なさまざまなものをどう支えていくかというものが今回示されたわけです。私ども学校教育については、今もお話しされたように幼・保・小の連携、あるいは中・高、いろんな連携を進めていきたいと思えます。またそれについての中間的なコーディネート、それぞれに任せきらない、トータルとしたコーディネートということと、どこでどういうふうな形で実現させていくかということと、今後実現の視点として考えていかなければいけない、そういうふうに感じております。

小島委員長

ありがとうございます。教育委員会教育部、力を合わせて今後も検討するべき、ぜひしていきたいなというのは、生涯学習課等には御検討の場にお戻りになったときに、必要に応じて、今出された御意見を皆様に、市民の方々にお伝えいただくなどしていただければありがたいと思えます。

では、ほかに議事としてお持ちでしょうか。

(「なし」の声あり)

では、以上でその他を終わります。

次に、次回の定例会ですけれども、次回は4月21日(月曜日)午前10時からを予定しております。確定については改めて委員にお知らせいたします。

では、日程第3「報告第6号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。お諮りいたしますが、本件につきましては4月の人事に関する情報を取り扱うため秘密会にしたいと思えますが、これに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、御異議がないようですので、秘密会といたします。よって、傍聴のほか、議案に係る職員の方以外の方は御退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休 憩)